

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社およびオンキヨーグループを構成するすべての企業は、株主をはじめ地域社会を含むすべての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続け、企業価値の向上を図ることを最も重要な課題のひとつと捉えています。そのために法令や規制を遵守し、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、社外監査役の選任、内部監査室の整備等を通じてコーポレート・ガバナンスの充実、強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を全て遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率更新	10%以上20%未満
-------------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オーエス・ホールディング株式会社	17,258,000	23.57
ギブソン ブランズ インク	13,440,200	18.36
バイオニア株式会社	10,835,900	14.80
大融直人	4,000,000	5.46
谷本忠史	2,613,400	3.57
シークス株式会社	2,000,000	2.73
株式会社三井住友銀行	1,070,000	1.46
オンキヨー取引先持株会	744,171	1.02
ティアック株式会社	633,300	0.86
IMAGINATION TECHNOLOGIES GROUP PLC	484,300	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき、発行済株式総数における割合の少数点第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	他の会社の出身者							○		○		
吉田 和正	他の会社の出身者											
小野 幹夫	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ		Gibson Brands, Inc.代表取締役会長兼CEO 2012年6月27日より当社社外取締役に就任しております。	代表取締役会長兼CEOを務めるGibson Brands, Inc.と当社との資本・業務提携関係をより発展させ、両社が保有するノウハウを通じてシナジーを活かし、協業体制を築いていくため社外取締役をお願いしております。
吉田 和正		Gibson Brands, Inc.取締役 CYBERDYNE株式会社 取締役 TDK株式会社 取締役 2012年6月27日より当社社外取締役に就任しております。	長年にわたリインテル株式会社の経営に携われ、その経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断したため社外取締役をお願いしております。
小野 幹夫		バイオニア(株)代表取締役専務執行役員 2015年6月23日より当社社外取締役に就任しております。	代表取締役専務執行役員を務めるバイオニア株式会社と当社との資本業務提携関係をより一層発展させ、協業体制を築いていくため社外取締役をお願いしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携につき、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携いたしております。

1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密

な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。

2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。

3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。

4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。

5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。)がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

社外監査役を含む監査役と内部監査部門の連携につき、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携いたしております。

1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署(本基準において「内部監査部門等」という。)と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。

2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。

3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署(本条において「内部統制部門」という。)その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。

4. 監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。ただし、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西浦孝充	公認会計士													
石本慎一	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西浦孝充	○	独立役員として指定しております。	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役をお願いしております。
石本慎一	○	独立役員として指定しております。	税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役をお願いしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は現在、無配であり、株主への配当が安定的にできる体制が整った時点で取締役等へのインセンティブを考えることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第5期事業報告の中の「取締役および監査役に支払った報酬の総額」において、取締役、監査役ならびに社外役員の報酬の総額を開示しております。また、有価証券報告書では、「役員報酬等」として別途開示しています。報酬等の総額が1億円以上を支給している役員はありませんので、個別報酬は開示しておりません。平成27年3月期の取締役および監査役等の報酬等の総額は以下のとおりです。

■ 報酬等の総額
取締役7名 93百万円(うち社外取締役 1名 5百万円)
監査役3名 14百万円(うち社外監査役2名 6百万円)

- (注)
1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記には、平成26年6月26日に退任した取締役1名を含んでおります。
 3. 取締役ヘンリー・イー・ジャスキウィッツ氏については、報酬は支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
1. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 3. 当社は、平成14年3月27日開催の臨時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、それに伴う退職慰労金の打ち切り支給について決議いたしております。なお、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、打ち切り支給額を支払うこととしており、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する旨決議しております。これに基づき、上記の支給額のほか、既に退任した取締役1名に対して7百万円を支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、随時担当部門等から必要な会社経営に関する情報を伝達しております。取締役会資料についても、事前配布に努めております。また、「内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。」旨を定めており、社外監査役に対しましても、同様に補助を行っており、社外監査役の円滑な監査業務遂行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会)
当社の取締役は、平成27年3月31日現在7名(平成27年12月21日提出日現在9名)の構成となっており、3ヶ月に1回以上の取締役会を開催しております。また、平成22年度より執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会の機能を高めるよう努力しております。

(監査役・監査役会)
当社は監査役制度を採用しており、平成27年3月31日現在、社外監査役を含む監査役3名(平成27年12月21日提出日現在3名)の構成となっており、原則月1回の監査役会を開催し、取締役会・経営会議等の重要会議に出席しております。監査役会においては、定期的に取締役および執行役員から各担当業務についての報告および説明を受けており、また、会計監査人からは必要に応じ業務の報告および説明を受けております。

(社外取締役)
当社は、外部からの視点を取り入れることで経営の透明性を向上させるべく3名の社外取締役を登用しております。社外取締役であるヘンリー・イー・ジャスキウィッツ、吉田和正および小野幹夫は、長年にわたり経営者として企業経営に携わっており、その経営の専門家としての経験・見識に基づいた監視や助言により、当社の経営体制が一層強化されるものと考えております。
社外取締役は3名とも当社および当社の関係会社出身者ではなく、当社および当社の特定関係事業者の業務執行取締役、役員等の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずる者でないことから独立性の確保ができているものと考えております。また、当社は、両名が有する知識や経験、独立性に基づく監視や助言を期待しており、同社外取締役の職務執行が当社のコーポレート・ガバナンスの実行性を高めるものと考えております。なお、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。
社外取締役は、取締役会等の経営上の重要な会議に出席のうえ、取締役の業務執行の状況を監督し、監査役監査、会計監査、内部監査の監査結果の報告を受けるとともに、内部統制部門とは適宜情報交換や質疑応答を行うことで、社外取締役による監督が有効なものとなるよう相互連携を図ります。
当社の社外取締役ヘンリー・イー・ジャスキウィッツは、Gibson Brands, Inc.の代表取締役会長兼CEOであり、当社は同社との間に資本・業務提携契約を締結し、同社は当社発行済株式の18.36%を取得しており、同社の取締役には当社代表取締役大脳宗徳および取締役吉田和正が就任いたしております。また、小野幹夫はバイオニア株式会社の代表取締役兼専務執行役員であり、当社は同社との間に資本業務提携契約を締結し、同社は当社発行済株式の14.80%を所有しております。また、当社の社外取締役吉田和正は、Gibson Brands, Inc.、CYBERDYNE株式会社およびTK株式会社からの取締役を兼務しております。

(社外監査役)
当社の社外監査役は2名であります。
社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監査、および助言・提言等をそれぞれ行なえるよう、その選任にあたっては、独立性を重視しております。このような考え方のもと社外監査役に公認会計士等の専門家を選任することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営システムの構築を目指しております。社外監査役西浦孝充は公認会計士の資格を、また、社外監査役石本慎一は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役は、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、毎月1回の監査役会と3ヶ月に1回以上開催される取締役会への出席を通じ、他の監査役と協力して監査役監査を実施しております。社外監査役と内部統制部門等との関係は、(監査役・監査役会)に記載しているとおりであります。なお、社外監査役の両名はそれぞれ当社株式を保有しておらず、その他当社と社外監査役との間には、特別の利害関係はありません。

(内部監査室)
内部統制システムとして、業務の健全性を保つため、最高経営責任者直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社および関係会社の監査を実施しております。内部監査室は担当室1名を配置しており、内部統制部門をはじめとする各部署内における業務活動及び諸制度が、経営目的に準拠して遂行されているか否かを評価し、必要に応じて適切な勧告を行うこととし、社内各部門および関係会社への牽制機能を果たしております。

(会計監査人)
会計監査について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

社内 章 有限責任監査法人トーマツ ※
石原 伸一 有限責任監査法人トーマツ ※
※7年以内であるため、記載を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他5名であります。

（コンプライアンス委員会）

当社のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス関連制度の整備など、法令遵守等のための取り組みを推進し、またコンプライアンスに関わる課題・対応策の協議・承認を行う組織であります。また、公益通報者保護法にもとづき、コンプライアンス体制構築を推進する手段の一つとして、「オンキヨーコンプライアンスホットライン」を設置しております。

（リスクマネジメント委員会）

当社のリスクマネジメント委員会は、当社グループの全体的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策の協議・承認を行う組織であります。

（その他）

その他、総務、経理および人事の各担当部門につきましても、それぞれ「稟議規程」に基づき社内業務全般の管理、統制および牽制機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名のうち2名（平成27年12月21日提出日現在）が社外監査役となっており、経営の監視機能の充実に図っております。全社レベルの重要な決議事項については、取締役会の決定に資するよう、取締役会の事前に経営会議にて十分な議論と審議を行い、その上で取締役会の審議と決議を行う体制を採用しております。

また、当社においては、独立性を保持し、財務会計等の専門知識等を有する社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査室との積極的な連携を通じて行う「監査」により、ガバナンスの有効性を図っております。上記体制は、当社の内部統制システムに関する基本的な考え方を実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断し、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第5回定時株主総会の招集通知を法定期日より1営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第5回定時株主総会を平成27年6月23日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知をはじめ総会関係資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社は、Webによる決算説明(Web化以前のものにつきましては、説明会VTRならびに配布資料等)およびビジネスレポートにつきまして、オンキヨー・ホームページにて掲載いたします。なお、掲載ホームページのアドレスは、「 http://www.jp.onkyo.com/ir/ 」となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	(1)IR担当部署:広報担当部門(総務人事部) (2)IR担当役員:情報開示担当役員(代表取締役副社長 中野宏) (3)IR事務連絡責任者:(総務人事部部長 奥村暢章)	
その他	IRカレンダーの掲載を通じて、当社決算発表等のスケジュールを公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動憲章を制定し、全ての利害関係者の立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	内部の環境組織が主管となり、環境行動計画を立て、CSR報告書やサステナビリティ報告書の作成を進めております。また、生物多様性に関する情報の社内公開を実施しております。ISO14001の認証維持、向上を通じてグループ全社を挙げて積極的に環境に配慮した企業活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業行動憲章を制定(ホームページにて公開)し、全ての利害関係者に対して、適時に、適正で、公平な情報開示を行うよう努力する旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に規定する内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する内容を定めることを目的とし、以下の内容を定めております。なお、かかる体制の下で各担当取締役は、担当する内部統制システムの整備について、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図ります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。
- (1) 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - (2) 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
 - (3) 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - (4) 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
 - (5) 取締役および使用人の職務執行状況ならびに使用人の業務執行についての監査
 - ・ 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - ・ 使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
 - (6) コンプライアンスについての通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 法令又は取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- (2) リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- (3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (4) 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- (2) 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- (3) 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制をとる。
- (2) 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- (3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

6. 監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - ・ 内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
 - ・ 監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することが出来る。
 - ・ 上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
- (2) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
 - ・ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知する。
- (3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役および使用人は、監査役による個別にアラインの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席および稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人および内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ・ 監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用または債務の処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体活動に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 整備の状況

当社は、取締役会の下、各本部長により構成されるコンプライアンス委員会を構築してグループ企業全体のコンプライアンス・マニュアルを策定し、社会に存立する企業として、高い倫理観を保持し、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求に対しても一切応じないコンプライアンス体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を対応する担当部門を定め、全社における体制の整備を推進しております。
- (2) 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直ししております。
- (3) 社内体制の整備を対応する担当部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底を行い、組織的に対応する体制を確保するよう努めております。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、担当部門が警察当局、関係団体などと十分に連携して対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示社内体制の概要

(1)内部情報管理者および管理責任者

内部情報管理者は各部門長とし、管理責任者は情報開示担当役員としており、情報開示担当役員は重要情報の一元管理を行っております。

(2)適時開示基準

東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って適時開示を行うものとしております。

(3)適時開示情報の取扱い

内部情報管理者は、当該情報が発生した場合、速やかに情報開示担当役員に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めなければならないものとしております。

情報開示担当役員は、当該情報が、適時開示情報に該当するか否かを判定する際、社長その他必要と認めた者と協議するものとしております。

(4)適時開示方法

情報開示は、広報担当部門が、発生事実については発生後遅滞なく、取締役会の承認を要する事項については取締役会の決議後遅滞なく、適時情報開示システム(TDnet)にて開示手続を行い、また、当社ホームページにて公開しております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制等についての重要性を認識し、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めます。

■オンキヨー株式会社 コーポレートガバナンス図（平成27年12月21日現在）

